

霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置
及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置及
び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び霧島市働く女性の家の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出しを「(開館時間及び休館日)」に改め、同条第1項中「使用時間」を「開館時間」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

第2条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 月曜日

第2条の2第3項中「使用時間」を「開館時間」に改める。

(霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

霧島市ウェルビーイングセンターの設置及び管理に関する条例

本則（第1条及び第2条を除く。）中「働く女性の家」を「センター」に改める。

第1条中「女性労働者及び勤労者家庭の女性」を「勤労者及び勤労者家庭」に、「霧島市働く女性の家（以下「働く女性の家」を「霧島市ウェルビーイングセンター（以下「セ

ンター」に改める。

第2条中「働く女性の家の名称」を「センターの名称」に、「霧島市働く女性の家」を「霧島市ウェルビーイングセンター」に改める。

第2条の2第1号を次のように改める。

(1) 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

第2条の2第2号ア及びイを次のように改める。

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

第3条第1号中「女性労働者」を「勤労者」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる勤労者の家族

(3) 前2号に掲げる者で組織された団体

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

霧島市働く女性の家の名称を見直し、利用者の範囲や開館時間等を変更するとともに、併設している霧島市国分障害者福祉体育館の開館時間等を変更することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。